

石垣市男女共同参画推進条例

平成 21 年 6 月 1 日

石垣市条例第 1 号

私たちのまち石垣市は、我が国最南端の亜熱帯性気候風土のなかであって、豊かで穏やかな美しい自然景観と先人の築いてきた歴史文化を育んできました。私たちは、ここに生きるすべての男女が、いきいきと安心して暮らせるまちの実現を願っています。

日本国憲法にうたわれる個人の尊重と男女平等の理念に基づき、石垣市においても、「石垣市男女共同参画計画(いしがきプラン)」を策定し、市民自らが主体となり「みーどぅん(女)とびぎどぅん(男)でつむぐ男女共同参画都市 - いしがき宣言」を行うなど、市民とともに様々な取組を進めてきました。しかしながら、家庭で、職場で、そして地域社会の中で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度や慣行は今なお根強く残っており、なお一層の努力が求められています。

さらに、今日の社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、豊かで活力ある未来を築くためにも、すべての人が性別にかかわらず、人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができ、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められています。

ここに私たちは、誰もが夢をもてる石垣市を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、老若男女を問わずお互いのたゆみない努力により、真の男女共同参画社会の実現に向けた取組を積極的に推進していくことを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、教育関係者、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、豊かで活力ある石垣市の男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個

性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 市民 市内に住み、又は市内で働き学び、若しくは活動する人をいう。

(4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。

(5) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。

(6) 市民団体 市内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。

(7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的ないやがらせを行い、それに対する対応によって、仕事や社会生活をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を害することをいう。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、パートナー又は恋人からの暴力及び女性、子ども、高齢者、障がい者等、家庭内弱者への継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待をいう。

(9) パワーハラスメント 権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉であり、会社などで職権などの権力差を背景にし、本来の業務の範ちゅうを超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為をいう。

(10) モラルハラスメント 言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、身体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪化させることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることがなく個人と

しての能力を発揮する機会が確保され、その人権が尊重されること。

- (2) 男女が互いの性についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において健康と自らの決定が尊重されること。
- (3) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が実現されるよう配慮されること。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の決定、計画等の立案に参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、地域等における活動と両立できるよう配慮されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県、市民、教育関係者、事業者及び市民団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において、積極的に、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現するために、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない

い。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職場、家庭その他の活動が両立して行うことができるよう職場環境の整備に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に基づき、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別を理由とする差別的取り扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な表現を行ってはならない。

(市、市民等の協働)

第10条 市、市民、教育関係者、事業者及び市民団体は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行うものとする。

第2章 市の施策の基本的事項

(施策を策定する場合の基本方針)

第11条 市は、基本理念に基づき、市の施策を策定し、実施しなければならない。

(男女共同参画基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な行動計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、教育関係者、事業者及び市民団体の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるようにしなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ石垣市男女共同参画会議(以下「参画会議」

という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない

5 前3項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

6 市長は、基本計画の実効性を高めるため、推進状況を把握、分析して方策を講ずるものとする。
(施策の策定及び実施に当たっての配慮)

第13条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第14条 市は、附属機関その他諮問機関の委員の委嘱を行う場合には、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(男女共同参画のための教育の推進)

第15条 市は、男女共同参画を推進するために、学校教育、社会教育など生涯にわたるあらゆる分野の教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する教育及び学習の推進を図るため、人材の養成に努めるものとする。

(情報の提供等)

第16条 市は、男女共同参画の推進について、市民、教育関係者、事業者及び市民団体の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講ずるものとする。

2 市は、学校教育、社会教育等において、情報に対する認識を深め、人権尊重、男女共同参画社会の実現を図るよう講ずるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(実施状況等の公表)

第18条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

(男女共同参画の推進及び理解を深めるための広報等の措置)

第19条 市は、広報及び広聴を通じて、市民、教育関係者、事業者及び市民団体の男女共同参画についての理解を深めるものとする。

2 市は、必要に応じて市民、教育関係者、事業者及び市民団体に対し男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、助言を行うことにより、市民、教育関係者、事業者及び市民団体の理解を深めるものとする。

(農林水産業及びその他の産業における推進)

第20条 市は、農林水産業及びその他の産業の分野において、方針の立案、運営及び決定の場に男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境整備を行うよう努めるものとする。
(苦情等の申出及び処理)

第21条 男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、市民、事業者及び市民団体から苦情又は意見がある場合は、その旨を市長に対して書面により申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて参画会議の意見を聴き、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置及び権限)

第22条 男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、石垣市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他構成員並びにその運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている石垣市男女共同参画計画“第2次いしがきプラン”(平成18年3月策定)は、第12条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

